

平成 25 年 度 第 4 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 25 年 10 月 24 日 (木)
午後 4 時 30 分 ~

会 場 宇都宮市総合福祉センター 10 階
大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ・協議第 1 号 国民健康保険税の賦課方式・応能応益割合について
- ・協議第 2 号 国民健康保険税の税率の見直しについて

(2) そ の 他

3 そ の 他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	福田 久美子	市議会議員
	山本 正人	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部理事
	鹿野 順子	〃 女性部理事
	吉田 利夫	市農業委員会 市長職務代理者
	山角 庸岐	公募委員
	吉澤 勝	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	荒木 英知	市議会議員
	金沢 力	〃
	◎塚田 典功	〃
	○岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 教員 専任講師
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局 会長
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

◎:会長

○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
川中子 武保	保健福祉部長
須藤 浩二	保健福祉部次長
小久保 雅司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
森岡 安夫	保健福祉部保険年金課長 1
大野 貴司	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐藤 雅俊	保険年金課国保給付グループ係長
高 栖 守能	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正基	保険年金課滞納整理グループ係長
高 橋 善行	保険年金課管理グループ総括主査 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 橋 英之	保険年金課国保税グループ総括主査
古 川 信也	保険年金課収納グループ総括主査
福 富 政男	保険年金課滞納整理グループ総括主査
川 俣 浩	保健福祉部健康増進課長

1 書記長

2 書記

第 3 回 協議会における主なご意見・ご質問

協議第 1 号 国保財政健全化に向けた今後の取組について

1 医療費適正化においては、特定健診の受診率向上を図ることが重要であると考えているが、受診率が低い原因についてどのように分析しているのか。また、どのような対策を取っているのか。

(事務局)未受診理由に関するアンケート調査の結果では、約半数が「病院に通院しているから」、約 2 割の人が「健康だから」、そのほか「仕事や家事で忙しいから」などであった。まずは、特定健診の重要性・有効性を被保険者に理解していただくために、新聞・広報紙・国保だより・各種団体の機関紙・老人クラブの会報誌などを利用して周知啓発に努めているほか、保健師が個別訪問により受診勧奨を行う健診サポート事業を今年度から取り組んでいる。

また、より受診しやすい環境整備として、全国健康保険協会と合同でドラッグストアや南図書館等で健診を行ったほか、早朝健診を実施するなど、受診率の向上に努めている。

2 前橋市の収納対策はかなり厳しい方式ではあるが、収納率について高い実績を上げている。宇都宮市も同じ方式でやってはどうか。

(事務局)前橋市は収納事務の効率化を目的として国保と市税の収納を同一部署で行っているのに対して、本市ではきめ細かな対応や市民サービスの向上を最優先して国保の資格、給付、収納事務を全て保険年金課で行っている。

また、前橋市は現年度の延滞金のみの滞納に対しても差押を行い、差押件数は本市の約 10 倍となっているが、本市においては、各種催告を行うなど滞納者との接触の機会の確保を最大限に図り、生活状況調査・収入調査・財産調査を行った上で、相談も無く、納付資力がありながら保険税を滞納している滞納者について差押を執行している。なお、差押は、預貯金等を換金することで一時的な収納の効果はあるが、長期的には納税意識の高揚が重要であると考えており、納税は義務であることをご理解いただき自主的に納付してもらえよう、納税指導を行っている。

協議第 2 号 国民健康保険特別会計の収支見通しについて

1 収支見通しからは国保被保険者の負担を増やさざるを得ない状況と思えるが、一般会計からの福祉的な繰入れもこれまで行ってきた。国保経営改革プランでは繰入額を 3 億 3,000 万円まで削減するという目標を立てているが、どの程度までなら一般会計から出せるのか、税率を議論するためにも、判断する材料を出していただきたい。

(事務局) 国保被保険者の負担がどの位になるのか、次回(第 4 回)の会議において税率のシミュレーションをお示しするので、御議論いただきたい。

協議第 1 号

国民健康保険税の賦課方式・応能応益割合について

1 本市国保税の算定方法

(1)保険区分		医療保険分 (全被保険者)	後期高齢者支援金分 (全被保険者)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満 の被保険者)
(2)賦課方式				
応能割 49.4%	所得割	被保険者全員の 基準総所得金額 × 6.00%	被保険者全員の 基準総所得金額 × 2.35%	上記の被保険者の 基準総所得金額 × 2.05%
応益割 50.6%	均等割	23,300円 × 被保険者数	8,200円 × 被保険者数	8,200円 × 上記の被保険者数
	平等割	1世帯につき 20,000円	1世帯につき 7,000円	1世帯につき 6,900円

(1) 保険区分

国保税は、次の3項目について賦課されている。(被用者保険においても同様)

医療保険分

自らの医療給付費、保健事業費等を賄うためのもの。

後期高齢者支援金分

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度を支えるためのもの。

介護納付金分

40歳以上が加入する介護保険制度を支えるためのもの。40歳以上65歳未満の方は加入している医療保険で保険料(国保税)が賦課され、65歳以上の方は、介護保険制度に直接保険料を支払う。

(2) 賦課方式

本市国保税では、上記保険区分の3項目それぞれについて、所得割・均等割・平等割が賦課され、税額が算定される。

所得割・・・被保険者全員の前年中の合計所得額に応じて算定されるもの

基準総所得金額：“各被保険者の所得からそれぞれ33万円を控除した金額”の合計額

均等割・・・被保険者の人数に応じて算定されるもの

平等割・・・1世帯につき一律で算定されるもの

応能割・・・被保険者の経済的負担能力に応じて負担する分

(所得割)

応益割・・・受益者負担の観点から各被保険者または各世帯が平等に負担する分

(均等割, 平等割)

2 賦課方式について【協議】

(1) 概況

賦課方式については，地方税法において以下の3つの方式が規定されており，いずれかの方式で賦課することとされている。

		本市		
	4方式	3方式	2方式	
応能割	所得割 資産割	所得割	所得割	資産割 被保険者の固定 資産税額に応じて 算定されるもの
応益割	均等割 平等割	均等割 平等割	均等割	
県内市町	2市町 (84.6%)	3市町 (11.5%)	1市 (3.9%)	
中核市	4市 (9.5%)	36市 (85.7%)	2市 (4.8%)	

【これまでの見直し経緯】

- 本市では，平成19年度の運営協議会の答申で，資産割については，資産の所有が必ずしも担税力と一致していないことや，後期高齢者医療制度においては資産割が賦課されないことなどから，平成20年度より資産割を廃止し，4方式から3方式に変更した。

【2方式について】

- 2方式(平等割の廃止)へ変更した場合，1人世帯では負担減となるが，2人以上の世帯では，被保険者数の多い世帯ほど負担増となる。このため，平成23年度の答申では，子育て世帯への負担を考慮し，3方式を継続することとした。なお1人世帯のうち，約半数が保険税の軽減に該当している。
- 保険者の都道府県移行が検討されているが，現在2方式を採用している県内市町は1市のみであるため，2方式となる可能性は低いと考えられる。

(2) 対応案

- 4方式(資産割の復活)については，資産の所有が必ずしも担税力と一致していないことから平成19年度運営協議会の答申を踏まえ資産割を廃止しており，また，2方式(平等割の廃止)については，子育て世帯など複数人世帯にとって負担増となる。さらに，現在，国において保険者の都道府県移行が検討されており，その場合は賦課方式も影響を受けることから，現状においてはこれまでの3方式を継続する。

3 応能・応益割合について【協議】

(1) 概況

【制度について】

- ・ 国民健康保険税は、他の社会保険と同様に被保険者の経済的負担能力に応じて負担する応能割（所得割）と、国保事業が病気やけがに対して納めた保険税の多少に係わらず必要な給付を行い生活の安定を図ることを目的とした相扶共済の制度であることから受益に応じた負担である応益割（均等割，平等割）により課税される。
- ・ 保険税の賦課に際しては負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスを取ることが被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であり，地方税法においては，応能・応益の標準割合を50対50と定めている。

【これまでの見直し経緯】

- ・ 本市では平成16年度まで応能の割合が64%と大きかったが，負担と受益のバランスの観点から，運営協議会の答申を踏まえ，平成17年度より応能割を減らし応益割を増やすよう税率改正を行い，現在では地方税法で標準としている50対50におおむねなっている。
- ・ 平成23年度の運営協議会の答申では，各世帯への影響を最小限にするため，応能・応益割合については50対50を継続することとした。

【見直しの影響】

- ・ 応能割を増やして応益割を減らすと，所得割を一定程度負担している「所得100万円～200万円の層」の負担が重くなる。
- ・ 応益割を増やして応能割を減らすと，主に応益割で保険税を負担している「所得無しや所得100万円以下の層」の負担が重くなる。
本市国保においては，所得200万円以下の世帯で78%を占めている。

(2) 対応案

- ・ 国保は地域保険として住民相互の連帯意識により支えられて運営されるものであり，被保険者全体で制度を支えるという観点からは，負担と受益のバランスを取ることが重要であることから，地方税法においても保険税の負担のあり方として応能・応益割合は50対50を標準割合としている。以上のようなことから，現状の50対50を継続する。

協議第 2 号

国民健康保険税の税率の見直しについて

1 国民健康保険特別会計の収支見通し（平成 26 年度・平成 27 年度）

- 国民健康保険特別会計の歳入・歳出を，保険区分ごとに「医療保険分」，「後期高齢者支援金分」，「介護納付金分」に分類して経理した場合，それぞれの区分において，財源不足が生じる見通しである。

財源不足に対応するためには，歳入の根幹を成す保険税について，さらなる収納率の向上を図るとともに，税率の改定による保険税収入の確保が必要である。

（単位：百万円）

	平成 26 年度（推計）			平成 27 年度（推計）		
	歳入	歳出	財源不足額	歳入	歳出	財源不足額
医療保険分	40,456	41,628	1,172	41,513	42,658	1,145
後期高齢者支援金分	7,103	7,564	461	7,337	7,914	577
介護納付金分	3,001	3,201	200	3,064	3,261	197
合計	50,560	52,393	1,833	51,914	53,833	1,919

平成 26 年度以降の実施を検討している取組

- 保険税収納率向上対策...長期・高額滞納者に対する搜索，差押物件の公売等
- 医療費適正化対策...糖尿病重症化予防事業，
多受診・重複頻回受診者訪問指導事業等

保険税収納率（現年度）の見込み [平成 24 年度実績：84.91%]

平成 26 年度：87.00% 平成 27 年度：88.00%

2 最近の税率改定状況

【平成 17 年度】平成 7 年度以来，10 年ぶりの税率改定

1 人当たり年税額 103,018 円 110,139 円
(7,121 円，6.9%増)

【平成 20 年度】後期高齢者医療制度の施行など医療制度改革に伴い税率改定
(資産割の廃止，実質的に介護納付金分のみ税率引き上げ)

1 人当たり年税額 114,079 円 116,510 円
(2,431 円，2.1%増)

- 税率については，運営協議会に諮問し，基本的に 2 年ごとに見直しを行っている。
- 平成 21 年度，平成 23 年度の見直しでは，運営協議会からの答申を踏まえ，税率の改定を見送ったことから，現在の税率は平成 20 年度に改定したものであり，6 年間税率を据え置いている。（医療保険分については，実質的には平成 17 年度から 9 年間税率を据置）
- このため，収納率向上や医療費適正化に取り組み財政健全化を図りながら，不足する財源については，一般会計からの繰入により対応してきた。

【参考1】中核市（42市）の税率改定状況

- ・ 医療保険制度改革が行われた平成20年度以降の税率改定の回数
改定なし：9市(本市含む) 1回：9市 2回：5市 3回以上：19市
- ・ 平成26年度に税率改定を予定している中核市：15市(本市を含む)

【参考2】保険料指数（平成23年度）

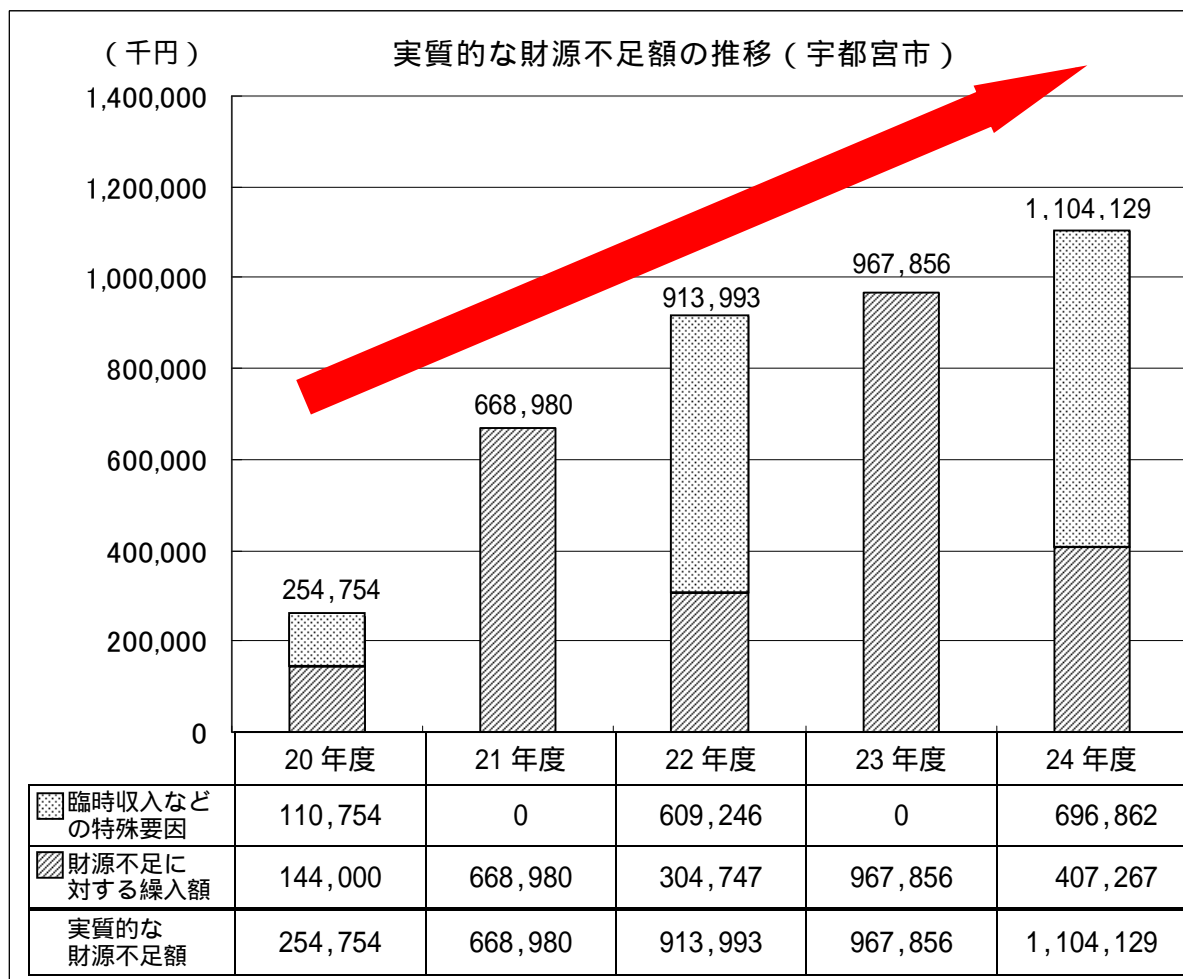
	全国平均	宇都宮市	中核市平均	県平均
保険料指数	1.000	0.957	1.074	1.032

- ・ 保険料指数は、全国の市町村間の保険料水準を比較するため厚生労働省が作成した指数で、全国平均を「1」とし、指数が大きいほど保険料水準も高いことになる。
- ・ 本市の保険料水準は、全国平均・中核市平均・県平均よりも低い状況にあり、順位では保険料水準が高いほうから、中核市(42市)で32位、県内(26市町)で20位。

【参考3】本市の税率の推移

	平成12～16年度		平成17～19年度		平成20年度～		
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	8.60%	1.30%	8.16%	1.7%	6.00%	2.35%	2.05%
資産割	33%	5.9%	22%	3%	-	-	-
均等割	20,000円	4,400円	27,000円	7,300円	23,300円	8,200円	8,200円
平等割	22,000円	3,400円	30,000円	6,000円	20,000円	7,000円	6,900円

【参考4】実質的な財源不足額の推移



3 税率見直し案【協議】

(1) 税率算出の対象期間

- ・ 平成26年度，平成27年度の2か年度とする。
2か年度の国民健康保険特別会計の運営が可能となるよう，財源不足額の大きい平成27年度（1,919百万円）に対応し得る税率を算出する。

(2) 税率算出に当たっての負担の考え方

- ・ 国保事業に必要な財源は，国・県支出金や他の医療保険からの交付金などのほかは，基本的には保険税で賄うことが原則となる。しかしながら，財源不足の全てを保険税に転嫁した場合，被保険者の負担が大きくなることから，一般会計からの繰入を一定程度行った上で，税率を算出する。

A案 一般会計からの繰入を国保経営改革プランの目標額(3億3千万円)だけ行い，残りを保険税で負担

平成22年度に策定した国保経営改革プランでは，保険税収納率の向上と医療費の適正化により国保財政の健全化を図り，中期的なステップとして一般会計繰入金（財政安定化支援分）を平成26年度には3億3千万円(平成21年度の50%)とする目標を掲げている。この目標額に合わせて一般会計からの繰入を行い，残りは保険税で負担する。

B案 平成22年度から行っている一般会計からの繰入を継続し，残りを保険税で負担

国保財政の健全化を実現するまでの対応として，平成22年度から，医療保険制度改革や無所得者が多いといった国保制度の構造的な問題などによる財政負担に対応するため，従来の繰入基準を見直し，一般会計からの繰入を拡充した。

今回，この基準による繰入を継続し，残りは保険税で負担する。

【繰入の項目】

- ・ 特定健診・特定保健指導費（国庫補助対象外分，国保負担分の1/2）
- ・ 出産育児一時金（国保負担分の1/2）
- ・ 失業者の保険税軽減分
- ・ 資格証明書交付世帯の子どもへの短期証交付による医療費波及増分
- ・ 滞納率の高い無所得者の保険税滞納相当分

【繰入額の推計】

平成27年度 10億3,500万円

その他の繰入（法定外）

市の福祉政策により国保の負担となっているものなど

（収支見通しにおいては当初から歳入として見込んでおり，本繰入を行ってもなお，平成27年度で1,919百万円の財源不足が生じる見込みである。）

【繰入の項目】

- ・子ども医療費の現物給付(窓口無料化)に伴う国庫補助減額分，及び保険税相当分
- ・重度心身障がい者医療費の現物給付(窓口無料化)に伴う国庫補助減額分，及び保険税相当分
- ・人間ドック・脳ドック健診料金補助事業（全体の5 / 6）

(3) 税率の算出結果

ア 財源不足への負担の仕方

	財源不足額	財源不足に対する負担額		
		一般会計繰入金	保険税額	保険基盤安定繰入金 ²
参考 1 (繰入 0 円)	1,919 百万円	0 円	1,565 百万円	354 百万円
A 案 (繰入 3.3 億円)		330 百万円	1,279 百万円	310 百万円
B 案 (繰入 10.3 億円)		1,035 百万円	691 百万円	193 百万円

1 一般会計からの繰入は行わず，財源不足全てを保険税で賄う場合

2 保険税額の増加に伴い，保険税軽減額(均等割・平等割の7割・5割・2割軽減)も増加することから，その不足分を県・市で補填する保険基盤安定繰入金(歳入)も増加する。

保険税額の増加が抑えられる。

イ 1人当たりの保険税額（年間）

	現行税率の場合	改定後	差額	増加率
参考 (繰入 0 円)	93,151 円	106,238 円	13,087 円	14.05%
A 案 (繰入 3.3 億円)		103,844 円	10,693 円	11.48%
B 案 (繰入 10.3 億円)		98,924 円	5,773 円	6.20%

医療分・後期分・介護分を合わせた，現年度分の金額

ウ モデルケースにおける保険税(料)額の比較・・・資料1

モデルケースにおける保険税（料）額の比較

国保対象世帯の状況

* 世帯員数

- ・ 1人世帯：50%
- ・ 2人世帯：34%
- ・ 3人世帯：10%

* 所得額

- ・ 所得33万円以下(7割軽減)：37%
- ・ 所得33万円超200万円以下：41%

1人世帯(構成世帯の50%)

参考は平成25年度の税率で算定

ケース1：70歳単身世帯

所得33万以下(年金収入153万円以下)【7割軽減】



現行：17,400円

A案：19,400円(+2,000円)

B案：18,500円(+1,100円)

参考：34,704円(県内市町平均)

：18,066円(3方式中核市平均)

ケース2：50歳単身世帯

所得100万円(給与収入167万円)



現行：143,200円

A案：162,300円(+19,100円)

B案：152,200円(+9,000円)

参考：164,608円(県内市町平均)

：162,650円(3方式中核市平均)

介護保険分を含む

ケース3：35歳単身世帯

所得200万円(給与収入312万円)



現行：197,900円

A案：226,100円(+28,200円)

B案：210,600円(+12,700円)

参考：228,124円(県内市町平均)

：238,794円(3方式中核市平均)

2人世帯 (構成世帯の34%)

ケース4：夫婦 (夫70歳・妻65歳)

所得33万円以下 (年金収入153万円以下)【7割軽減】



現行：26,900円

A案：30,600円 (+3,700円)

B案：29,200円 (+2,300円)

参考：44,180円 (県内市町平均)

：27,209円 (3方式中核市平均)

ケース5：夫婦 (夫35歳・妻30歳)

所得100万円 (給与収入167万円)【2割軽減】



現行：127,800円

A案：146,400円 (+18,600円)

B案：137,700円 (+9,900円)

参考：150,708円 (県内市町平均)

：144,247円 (3方式中核市平均)

ケース6：夫婦 (夫55歳・妻50歳)

所得200万円 (給与収入312万円)



現行：286,900円

A案：329,700円 (+42,800円)

B案：308,200円 (+21,300円)

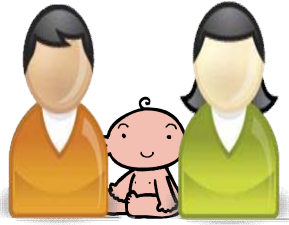
参考：311,848円 (県内市町平均)

：333,638円 (3方式中核市平均)

介護保険分を含む

3人世帯 (構成世帯の10%)

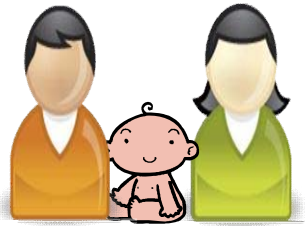
ケース7：夫婦と子供 (夫35歳・妻30歳・子供1人)
 所得82万円 (給与収入147万円)【5割軽減】



現行：101,600円

A案：117,100円 (+15,500円)
B案：110,200円 (+8,600円)
参考：122,720円 (県内市町平均)
：112,947円 (3方式中核市平均)

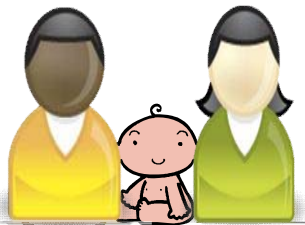
ケース8：夫婦と子供 (夫35歳・妻30歳・子供1人)
 所得100万円 (給与収入167万円)【2割軽減】



現行：153,100円

A案：176,400円 (+23,300円)
B案：166,200円 (+13,100円)
参考：176,004円 (県内市町平均)
：168,597円 (3方式中核市平均)

ケース9：夫婦と子供 (夫45歳・妻40歳・子供1人)
 所得200万円 (給与収入312万円)



現行：318,400円

A案：367,100円 (+48,700円)
B案：343,900円 (+25,500円)
参考：343,452円 (県内市町平均)
：364,078円 (3方式中核市平均)

介護保険分を含む